

令和4年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月6日(木)

午前10時00分開会

午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員13名)

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

4 番 中山 誠治

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

(推進委員11名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 吉田 雅子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 小西 礼子

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(1名)

推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 専門員 中原 貴志

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)

(2) 議案第 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 48 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 49 号 相続税の納税に関する適格者の証明申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和4年第10回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数13名、本日の出席委員13名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、8番の梶原委員さん、9番の是佐委員さんのご両名にお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は3ページ、位置図は1ページ、2ページになります。 番号39番、農地の所在地は、浅原字本郷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の588平方メートルで、利用目的は畑で、トマト、サツマイモなどを栽培する予定です。期間は公告日から令和9年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号40番、41番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号40番、41番、農地の所在地は、永原字大久保、登記地目は畑です。関係者は議案記載のとおりです。面積は6筆の6,172平方メートルで、利用目的は畑で、イチゴを栽培しております。期間は、公告日から令和15年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用

	地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 古川委員さん、お願いします。それと、４０番、４１番は三田委員さん、お願いします。
６番委員	それでは、６番、古川でございます。私のほうから、３９番についてご報告をいたします。９月１５日に安井推進委員と事務局２名の方で確認をいたしました。位置図ですが、場所は１ページをご覧くださいますと、赤い網掛けのところでございます。１８６号線沿いでございます。地図の下へ行きますと、小瀬川ダムです。メインの道路が下から山口県のほうへ抜けてますが、ここの橋のすぐそばということになりまして、市野川と書いてありますが、これを右にいきますと津田方面です。浅原の市民センターから、約この橋までが２００メートルぐらいございますけれども、その先の国道沿いの農地になります。〇〇さんの持ちものでございますけれども、この相続人の〇〇さんという方は、〇〇のほうに住んでおられまして、家は農地に隣接していますが、空き家状態の家でございます。時々、整理に来ておられます。この畑ですけれども、これにはなかなかつくることできないということでございまして、これまでも、隣家であったこの〇〇さん、この地図でいいますと、そばにすぐ家があるのですけれども、この赤い印の真上が、持ち主の方。その隣のほうに、鍵状な家がありますけれども、ここが〇〇さんということで、この〇〇さんが耕作を今までもなさっていらしまして、家庭菜園として、いつもいろいろなものを作っておられます。何も問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
三田推進委員	推進委員の三田です。４０番から４１番について説明をいたします。いずれも、場所と利用権の設定を受ける者は同じでありますので、一緒に説明をいたします。位置図は、２ページを見てください。友和のジュンテンドーの北側にあたりますので、この４０番の吹き出しのところの左下がこれジュンテンドーにあたります。９月１６日に、河井委員と事務局２名と私の４名で現地に確認を行っております。４０番、４１番の２件とも契約期間が切れるということで、引き続き利用権の設定を受けるものであります。ナンバー４０の〇〇さんと〇〇さんは〇〇ということでありまして、まず、４０番の〇〇〇〇さんが３筆、約３，３００平米でイチゴを栽培すると。それと、４１の〇〇さんは、２，９００平米を借りて、野菜の作付を計画しているということであります。特には問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長	ありがとうございました。それでは、この３件につきまして、皆さんからのご意見等あれば、伺ってください。 ご意見がないようですのでお諮りをいたします。 議案第４６号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４６号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第４７号 農地法第３条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４７号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は５ページ、６ページ、位置図は３ページから５ページになります。 番号２０５番、農地の所在地は、佐方字清末、登記地目は田です。面積は４筆の３７．０１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は道路改良に伴う面積の減少のため、譲受人は自己所有の農地と隣接しており、一体利用が可能になり、便利なためで、無償の所有権移転です。 次に番号２２２番、農地の所在地は、原字中小路、登記地目は田で、面積は４筆の２，１８９平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 次に番号２２３番、農地の所在地は、津田字下内山、登記地目は田です。面積は２筆の１，０１８平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。 いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４７号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を

	伺います。 205番は、登委員さん、222番を岡村委員さん、223番を松井委員さん、お願いします。
登推進委員	推進委員の登です。番号205について報告します。位置図は3ページです。8月26日、是佐委員と事務局とで現地調査を行いました。場所は、佐方上集会所から南へ約50メートルくらいのところです。3ページの地図の左側に佐方上集会所と書いてありますが、この上集会所というのは、この地図からはみ出したもうちょっと上になります。そこから約50メートルぐらい南へ下がったところが、現地になります。事務局から説明がありましたように、道路改良にあいまして、面積が減少したため、譲受人は自己所有の農地と隣接しているため、一体利用が可能になり、便利になるための所有権移転です。この「佐方上集会所」と書いてある「所」というところの下の中が、譲受人、〇〇さんの自宅です。すぐ目の前の土地になります。このことによる周辺農場よりその他への影響は全くないと認められます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続いて岡村さんお願いします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。222番についてご報告させていただきます。地図は4ページです。9月21日、現地確認を事務局2名と沖村委員さんとで、自分と4名でまいりました。場所は、原小学校のすぐそば、隣の農地になります。事務局から説明があったとおり、労力不足の困難ということで、〇〇さんが譲り受けるということで、現地を確認したところ、もう既に何カ所かも畑もされるような跡と、耕運機もありましたので、引き続いて耕作されると思います。周囲の影響もないと思われますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 以上です。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号223番について、報告いたします。現地確認を、9月15日と21日に、会長、木浦委員、神鳥委員、それから事務局と実施いたしました。地図は5ページでご覧になっていただきたいのですが、中ほどの右側が津田小学校の位置であります。その下が、県道廿日市佐伯線で、左へ行きますと広島ということになります。申請地については、以前は水稻が植えられたようですが、今年は作物は植えてなくて、草刈りがされており、すぐに作付可能な状態にありました。譲受人は会社員でございますが、家族とともに、今後、当該農地でキャベツをはじめ数種類の野菜を栽培する予定で、売り上げ目標などを設定し、計画的に取り組むこととしておりまして、近隣農地に与える影響もなく、特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	ただいま地区担当委員のご説明がありました。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第４７号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４７号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議案といたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は本日配付しました差し替え用の１枚物、Ａ４のものをご覧ください。議案書は７ページ、位置図は６ページ、７ページになります。 番号２１６番、農地の所在地は、津田字下内山の第２種農地で、登記地目は田です。面積は３筆の７３５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に番号２１８番、農地の所在地は、津田字中小原の第２種農地で、登記地目は田です。面積は４筆の１，４７３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 木浦委員さん、意見等をお願いいたします。
２番委員	２番、木浦です。番号２１６、２１８番について現地確認の報

	告をします。９月１５日、河野会長、神鳥委員、事務局２名と、それから９月２０日にも現地の確認をしております。番号の２１６番ですが、地図は６ページです。現地ですが、網かけの上が県道で、右側にすぐ津田小学校があります。左方面が吉和方面ということです。南側は既に太陽光が設置してあり、その他は農地ということになります。今までも見たのですが、雨水ですね。雨が降ったときの水が、この網掛けの左側の水路のギザギザみたいな、農業用水路へ流れます。現場を見てここしか雨水が排水できないのではないかと思います。これが賃貸ということで所有権移転ではないのですが、防草シートと、周りにフェンスはされるという計画にはなっております。あと、農業用水路の件についても、会長さんから、「近隣に迷惑にならないように」ということで話されておられるということです。番号２１８番ですが、現地は７ページです。地図中に広電津田のバスの車庫があり、バスの車庫から右方面に行くと、３００メートルまでに佐伯の支所があって、左方向が吉和方面ですね。現場は、工事業者と１名と立会で現場を確認しているのですが、ここは要するに、防草シート、フェンスはされるという計画になっております。前の２１６番も２１８番も、現況が要するに耕作されてない放棄地ということで、休耕田になっております。網掛けのすぐ下側に家があります。その網掛けの下がまた河川になっているわけですね。中小原住宅の近くに書いてある中小原橋ということで、河川には近いので、現場近くの工事業者の人と話をして、雨水が、下の屋敷になるべく迷惑にならないようにということで、この河川のほうに雨水が流れるようにということだけは現地で話をしたのですね。対象地隣接する下が今の宅地で、この網掛けの右側は、元の住宅の跡地で、今度左側とかいうのは、農地になっているということがあり、北側には住宅が面しているものですから、住宅の所有者の人と、事前に協議をしてくださいということだけは現地で話をしたということですね。以上で、現場の説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	ただいま地元担当委員の意見をいただきました。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定に

事務局	よる許可申請について、許可することに決定をします。 続きまして、議案第４９号 相続税の納税猶予に関する、適格者の証明申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第４９号 相続税の納税猶予に関する、適格者の証明申請について、説明させていただきます。 これにつきましては、これにつきましては、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定による相続税の納税猶予制度を受けられるための、適格者の証明申請です。 証明の可否に係わるポイントとして、被相続人が生前に農業を営んでいたか、相続人自身が、継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、その後も引き続き適正な農地管理を行なうことが認められるか、などがあります。 議案書は、８ページ、９ページ、位置図は、９ページになります。議案の朗読は、省略させていただきます。 番号２２５番、農地の所在地は、地御前北一丁目で、登記地目は田及び畑です。面積は１７筆の７，１８１．５１平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されていました。したがって、適格である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４９号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 中山委員さん。
４番委員	４番の中山です。９月２８日、岩本委員、事務局２名と現地調査をしました。ここの１７筆ですけど、〇〇さんが亡くなられて、息子さんが相続するということです。今までも〇〇さんが農業相続をされておりますので、そのまま現地確認して、事務局より耕作されておりますということで確認しました。引き続き納税猶予に関する、適格者証明の申請ということです。別に問題ありませんので、審議をよろしくお願いいたします。
議長	これにつきましては、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。

	議案第４９号 相続税の納税猶予に関する、適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異疑等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４９号 相続税の納税猶予に関する、適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は、１０ページ、１１ページ、位置図は、１０ページから１４ページになります。 今月の報告は、令和４年８月１２日から令和４年９月１２日までの間に受理した５件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 番号１７８番については、農地転用の手続を行わず、駐車場として利用されているため、始末書が提出されております。 番号２０９番につきましては、農地転用の手続を行わず、駐車場及び進入路として利用されているため、始末書が提出されております。 番号２１１番については、農地転用の手続を行わず、既に整地をしているため顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、報告をいたします。

事務局	事務局から説明をお願いします。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は、１２ページから１４ページ、位置図は、１５ページから２１ページになります。 今月の報告は、令和４年８月１２日から令和４年９月１２日までの間に受理した７件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 番号２００番につきましては農地転用の手続を行わず、住宅が建設されているため、顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 以上で、本日の議事は終わります。 皆さんのほかに、何かご意見等があれば。よろしいでしょうか。 それでは、１０月の総会をこれで終了させていただきます。 慎重審議をいただきましてありがとうございました。 次回、１１月８日火曜日の第１１回農業委員会総会は、廿日市役所７階会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。

(閉会 午前１１時００分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年１１月８日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（8番委員）

廿日市市農業委員会委員（9番委員）
